

仁木町人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公正性及び透明性を確保するため「仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しております。この条例に基づき、仁木町職員の前年度(平成20年度)の給与、勤務条件等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する情報 (各年度4月1日現在)

区分	平成20年度	平成21年度	対前年増減
一般会計職員	49人	51人	2人
特別会計職員	8人	5人	3人
計	57人	56人	1人

H20.4.2～H21.4.1	
退職者	3人
採用者	2人
計	1人

- 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は110人となっています。
- 職員数は一般職に属するものであり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時及び非常勤職員を除いています。なお、教育長についても上表には含まれておりません。

(最近の一般職の職員数推移:上段 各年度4月1日現在の職員数 下段 対前年比)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
74人	66人	66人	62人	57人	56人
3人	8人	-	4人	5人	1人

(一般職の職員の年齢構成) (平成21年4月1日現在)

	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
男性	0人	1人	5人	2人	10人
女性	0人	1人	2人	1人	1人
計	0人	2人	7人	3人	11人

40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
5人	7人	7人	6人	0人	43人
1人	1人	5人	1人	0人	13人
6人	8人	12人	7人	0人	56人

2. 職員の給与の状況

国家公務員の給与は、人事院の行う民間給与の実態調査結果に基づく給与勧告を受け、国会の審議を経て、法律で定められているところでありますが、仁木町職員の給与は、この人事院の給与勧告に準拠した内容をもって、仁木町議会の審議を経て、条例で定められております。

なお、仁木町の給与水準(ラスパイレス指数)は、国家公務員の給与を100としてみると、平成20年4月1日現在87.6となっております。(平成19年4月1日現在 97.7)

人件費の状況(平成20年度普通会計決算統計より)

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	昨年度の人件比率
2,614,856 千円	443,511 千円	17.0%	18.7%

(うち職員給与費 276,126 千円(平成20年度一般会計最終予算より))

給与費の状況(平成21年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	職員給与費(単位:千円)				1人当たりの給与費 (B/A)	平均 年齢
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)		
51	180,948	33,463	68,772	283,183	5,553	43.0 歳

- 職員給与費には、議会の議員・町長などの特別職に支給する給料・報酬などは含まれておりません。
(教育長も含みません。)
- 職員給与費には退職手当は含まれておりません。

初任給と平均給料月額

(平成21年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過日給料額	一般職平均給料月額
			300,376円
一般行政職	大学卒	154,980円	165,780円
	高校卒	126,090円	133,650円

行財政構造改革プランにより給料月額を1割削減しております。(期間:平成20年4月1日～平成24年3月31日)

特別職の給料月額等

(平成21年4月1日現在)

区分	給料月額	区分	報酬月額	期末手当の支給割合	
町長	636,000円	議長	239,000円	6月期	1.925月分
副町長	562,000円	副議長	193,000円		
教育長	524,000円	常任委員長	178,000円	12月期	2.125月分
適用年月日 平成20年4月1日		議会運営委員長	178,000円	計	4.05月分
		議員	160,000円		
		適用年月日 平成17年4月1日			

職員手当の状況

(平成21年4月1日現在)

手当名	内 容					
扶養手当	配偶者:13,000円 配偶者を除く扶養親族:1人 6,500円 (ただし、配偶者がいない場合:1人目に限って11,000円) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子:1人 5,000円加算					
住居手当	借家の場合:家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 (家賃12,000円以下は支給なし) 持ち家の場合:5,000円					
通勤手当	交通機関利用者:運賃の額55,000円を限度に支給 自家用車利用者:距離に応じて2,000円～24,500円の範囲で支給					
日直手当	日額 4,200円(管理職手当を支給されている職員については、支給無し)					
管理職手当	管理又は監督する職員に支給 自立する場合の基本的な取組により 課長職～給料月額の7.5% 主幹職～給料月額の6%					
特殊勤務手当	平成18年度より全て廃止					
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給					
期末手当及び 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	(国)	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.40月分	0.55月分	6月期	1.40月分	0.75月分
	12月期	1.60月分	0.55月分	12月期	1.60月分	0.75月分
	計	3.00月分	1.10月分	計	3.00月分	1.50月分
	合計	4.10月分		合計	4.50月分	
	職制上の段階、職務の級による加算措置 有 職制上の段階、職務の級による加算措置 有					

自立する場合の基本的な取組により、勤勉手当を0.4月(H17で0.2月、H19で0.2月)削減しております。(～H24.3.31)

退職手当	自己都合	勤続20年	23.5月分	勤続25年	33.5月分	勤続35年	47.5月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分	退職手当組合に加入している 全道の市町村と同じです。
	勸奨・定年										
寒冷地手当	世帯区分、扶養区分に応じ次の通り										
	扶養親族のいる世帯主									23,360円 (11～3月支給)	
	扶養親族のない世帯主									13,060円 (11～3月支給)	
	その他の職員									8,800円 (11～3月支給)	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間状況 (平成21年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病のための療養を要する場合は、最小限必要と認められる期間について与えられる。
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇 3日 産前・産後休暇 出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産の日から8週間を経過するまでの期間 親族死亡 配偶者=10日、父母(血族)=7日、子(血族)=5日、祖父母(血族)=3日 その他 規則に定める期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する2週間以上6ヶ月以下に必要な期間(無給)
育児休業	子が3歳に達するまでの期間(無給)

4. 職員の分限及び懲戒処分状況 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

平成20年度は、分限処分は1件あり、懲戒処分はありませんでした。

分限処分

処分内容	処分者数
免職	0
降任	0
休職	1

懲戒処分

処分内容	処分者数
免職	0
停職	0
減給	0
戒告	0

5. 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

平成20年度は、サービス義務違反により処罰された事件はありませんでした。

6. 職員の研修の状況

平成20年度研修内容

研修機関名	研修内容	修了者数
北海道市町村職員研修センター	指導能力研修	1人
北海道町村会	後志地区法務応用研修	1人
後志町村会	新規採用職員基礎研修	2人

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

平成20年度健康診断の状況

種類	対象者	受診者	受診率
総合健診	46人	43人	93.5%
単独定期健診	14人	13人	92.9%
計	60人	56人	93.3%

町長、副町長、教育長含む

現在、本町職員に適用されている共済制度は、地方公務員共済組合法により北海道市町村職員共済組合が制度を運用、実施しており、また、職員は財団法人 北海道市町村職員福祉協会へ加入し、福利厚生の充実を図っております。

以下は各団体の主な福利厚生制度です。

区分	事業種類	内 容
共済組合	短期給付	組合員やその家族の公務外の病気・ケガ・出産・死亡などに対して、必要な医療費やその他の不時の支出を助け、当面の生活を守るための事業
	長期給付	組合員が退職したときの年金給付などの事業
	福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業 (宿泊施設利用助成、住宅建設資金の貸付、入学・修学資金の貸付、貯金事業など)
福祉協会	医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金など
	貸付事業	一般資金、育英資金の貸付
	福利厚生事業	入院一時金、出産祝金など

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適正な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会(後志支庁管内共同設置)に対し申し立てをすることができます。公平委員会とは、これらの要求や処分が適正であるか審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。

平成20年度に公平委員会に対する措置要求、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

以上のことに関しまして、お問い合わせ・ご意見などがございましたら、仁木町役場総務課職員係(32 - 2511)までご照会ください。